二、個人情報保護法と個人史研究

森田

明

弁護士・神奈川大学法科大学院教授

一.個人情報保護法とは

(1) プライバシーと個人情報保護

プライバシーは、一九世紀末以降、私生活の暴露から保護するため、

出版等の差し止めや損害賠償請求を根拠付

けるべく提唱された個別救済のための権利概念である。これに対し、 るものである。 えて利用される事態を防ぐための一般的なルールを定め、 の個人情報が日常的に流通する社会で、自分の情報が知らないうちに収集されたり、提供した個人情報が予測を超 かつ本人からの開示、訂正、 個人情報保護制度は、ごく普通の市民の大量 利用停止等の権利を保障す

これに対して個人情報保護制度を根拠付ける考え方を「自己情報コントロール権」(現代型のプライバシー)という 表現として、私生活の暴露からの保護という考え方を「一人で放っておかれる権利」(古典的なプライバシー)とし、 このようにプライバシーと個人情報保護とは異なる概念であるが、もとより無関係ではない。 両者を関連付ける

この原則は、

もともとは個人データの商業利用の要請を是認した上で、

行き過ぎを防ぐためのルールとして

ことがある。

(2) 個人情報保護制度とは

本に、 ⑤安全保護の原則、 に示されてい 人情報保護制 収集、 利用、 る。 これは、 度の基本的な考え方は、 提供、 ⑥公開の原則、 管理について規制し、 ①収集制限の原則、 ⑦個人参加の原則、 一九八〇年九月のOECD ②データ内容の原則、 あわせて、 ⑧責任の原則からなり、 本人に開示等の権利を保障しようとするものである。 ③目的明確化の原則、 (経済協力開発機構) 個人情報の取扱を 理事会勧告の八原則 4 利 崩 「目的」を基 制 原

動に関する欧州議会及び理事会の指令」)などによって、より詳細な方針が示されている。 提唱されたものであるが、 その後、 一九九五年一○月以降のEU指令(「個人データ処理に係る個人の保護及び当該デー 行政・民間を通じた原則として個人情報保護制度の進展に大きな影響を及ぼした。 9 0) 自由 な移

護に関する法律」が制定されたが、これは国の機関の電算情報のみを対象とするものであった。 になった。 わ が国では、 国の法律としては、 国に先行して、 一九八八年一二月に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個 地方自治体における個人情報保護条例が一九八〇年代後半以降 制 定され 人情報 報 る よう 保

森田

際、 九九九年八月に住民基本台帳法を改正して住民基本台帳ネットワークシステム 附則で民間も含めた個人情報保護法制の整備をする旨定めたことから、 急遽民間事業者も対象とする個 (住基ネット) を導入する

情報保護法を策定することとなった。

等の

個

人情報保護関連五法が成立した。

報保護の基本原 一○○二年八月の住基ネット施行には間に合わなかったものの、二○○三年五月に個 則と民間 事 業者 0 規 制を規定)、 行政機関個人情報保護法(一九八八年法を全面改正したも 人情報保護 法 個

個人情報保護法の概要

り、 法律の全体像は別途文献をお読みいただくこととして、ここでは本稿に必要な範囲で事業者の規制の概要を紹介 個人情報保護法は、OECDの八原則をベースにしているとはいうものの、法律自体が大変複雑で表現も難解であ しかも国会で内容についての審議が十分にされなかったため、解釈が難しく、 混乱をきたす原因になっている。

する。 なお、 以下の条文はいずれも個人情報保護法を指す。

この法律で、個人情報は、「生存する個人に関する情報であって、 (1)「個人情報」に関する規制

こととなるものも含む。)」と定義されている(二条一項)。生存者に限ってはいるが、広範囲の情報が対象になる。 述により特定の個人を識別できるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる

当該情報に含まれる氏名、

生年月日その

他

の記

個人情報を取り扱うに当たっては、 利用目的の特定、 利用目的に必要な範囲内での利用、 利用目的の が通知又

日本医史学雑誌

は公表、 適正な取得が義務付けられる(一五~一八条)。

この法律では、「個人情報データベース等を構成する個人情報」 (2)「個人データ」に関する規制

ースは、 コンピュータのデータベースだけでなく、紙の情報でも、 個人情報が容易に検索できるよう整理されてい

を「個人データ」としている。

個人情報

タベ

るものであれば該当する(二条二、 個人データについては、 内容の正確性の確保、 四項)。 委託先等も含む安全管理措置、 第三者提供の制限が義務付けられ

1

適用除外と自主規

制

件を超えないものは除外される

(二条三項)。

ている (一九~二三条)。

法律は、「事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、(3)「保有個人データ」に関する規制

ができる権限を有する個人データ」を「保有個人データ」としている (二条五項)。

利用の停止、

消去及び第三者への提供の停止を行なうこと

い(二四~三〇条)。

保有個人データについては、

保有目的の通知、

開示、

訂正、利用停止等の求めに原則として応じなければならな

三.個人史研究と個人情報保護法

に供しているものは原則として個人情報取扱事業者にあたるが、 前 記 の義務規定が直接適用されるのは、「個人情報取扱事業者」に限られる。 過去六月の間に取り扱う個人情報の数が五〇〇〇 個人情報データベース等を事業の用

これらの例外規定を適正に運用しなければ、 のために特に必要がある場合」には、本人の同意がなくとも、 て認められることが多い また、個人情報保護法の定める原則には、実は多くの例外規定が設けられている。本人の同意があれば Ļ 例えば、「人の生命、 到底社会生活上の諸活動は成り立たない。この点についての理解不足 身体、 財産の保護のために必要がある場合」や「公衆衛生 目的外利用や第三者提供が許される(一六、二三条)。 例外とし 向上

る機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱うときは、 かも、 法制定の過程で一定の分野の活動は適用除外となっている。例えば、「大学その他の学術研究を目的とす 個人

が多くの過剰反応事例を招いている。

をとる必要がある。

らない」とされている(五○条三項)。 報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、 医史の研究者は多くの場合この除外規定にあたると考えられる。 「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、 かつ、 個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他 当該措置の内容を公表するよう努めなければな しかし、適用外となる個人情報取扱事業者であ 人情

情報取扱事業者の義務規定は適用されない(五〇条一項三号)。

とにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」として、一般的な個人情報保護の必要性を規定 ているので、 また、個人情報保護法三条は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるこ 個人情報取扱事業者に当たらない者であっても、結局、 可能な限り個人情報取扱事業者と同様の対応

扱上のルールをつくり、発表しておくことが望ましいことになる。 そこで、医史研究、ことに個人情報を主に取扱う個人史研究については、 学会として法の各規定に準じた情報取

(2) 個人史研究における個人情報保護の視点

底できないので、考える視点を提示することに止めざるを得ない。 職は、医史研究ないし個人史研究ということについては門外漢であり、 実情を踏まえた具体的な提案までは到

①個人史研究の必要性

439

れるべきことではないかと感じた。

比較して、法律の世界では、 今回の講演を契機に医史研究の一 法律制定の背景となる人や運動体の動向を学問的に分析するといった活動はほとんどなく、 法制史というものはあるが、ある判決を導くに至る法曹個人の活動を調査し記録する 端を覗かせていただくところとなったが、これは大変興味深いものがあった。 今後試みら

微にかかる情報)も多い)を収集し、公表する必要があるとしても、もとより研究自体が否定されるべきではなく、 こうした社会的に有用な活動である以上、 個人情報(それも取り扱いに特に配慮を要するセンシティブ情報 (機

定のルールを作り、守ることで、個人情報保護の問題をクリアできるものと考えるべきである。

なお、 個人情報保護法では死者の情報は対象外としており、個人史研究の対象となる個人はすでに亡くなってい

ることも多いと思われる。しかし、その子孫等関係者が存命の場合は、保護の必要性を無視できない。

自主的なルールには、個人情報取扱事業者の義務をすべてそのまま適用する必要はないが、目的を明確にし、 目的

に必要な範囲で本人の同意もしくは本人が知りうる形で個人情報を収集し、原則として第三者に提供しない、 の開示、訂正等の求めに応ずる、といった基本的な構造は取り入れるべきであろう。以下にもう少し具体的に述べる。 本人から

②目的の正当性、必要性の明示

目的な正当性があり、 まず、学会として、 そのために必要であるということが、 医史研究ないし個人史研究の正当性、必要性を素人にもわかるように明示するべきである。 個人情報収集の出発点である。

住民基本台帳や戸籍の取り扱いも厳格になりつつあり、研究の意義を行政機関や一般の人に理解してもらえなけ

③収集、公表に当たっての原則

れば、今後個人情報の収集は困難となろう。

森田

つつどのような限界を設けるかを検討する必要がある。 個人史研究は個人情報の収集や公表(一種の第三者提供である)を当然伴うが、それについて研究の意義を守り 個人情報の取り扱いについて本人の同意を得るのが原則と

されるが、何もかもすべて本人の同意が必要なものではない。次にいくつかの観点を示す。

ア・情報の公知性

公刊された資料など周知性のあるものから収集し、 それを積み重ねて立論することは本人の同意をえるまでもな

イ・対象の立場による違く可能である。

すべきことと比較的言い易い。これに対し、その家族であるとか、患者の個人情報の取り扱いは慎重にする必要が 療者自身にとっては医療者として行った活動につい て研究対象になることは推定的 同意が認められるか、

ウ・公開される情報の範囲 あり、匿名性の徹底などが求められる。

めたり発表したりしてはい 気が業績に結びつくとか、妻が研究の協力者であったなどの事情があるとき)必要にもなろう。どういう情報 妻子との関係などは常に必要な情報ではないが、 当該研究の目的に照らし必要な範囲かどうか。たとえばある医療者の生育歴、 けない かを一 義的に決めるのは難しく、こういう趣旨でここまで書いたのだ、 場合によっては (たとえば子供のころのあるいは自分の 学歴、 恩師や同僚との人間関! 供 を集 0 病 う

エ・公開する対象の範囲

説明がつけられる」ことが重要である。

秘義務を負う者の範囲であれば詳しい情報の開示も正当化されよう。 研究者等限られた者の会合での報告か、 誰でも読める刊行物の形で配布されるかなど発表のやり方にもよる。 守

④本人開示、訂正、利用停止の求めに対する対応、苦情への対応

これらの求めがあれば対応し、

応じられないなら理

由を説明する必要はある。

応

務ではないとしても、

正 じられない ては 理由としては、例えば本人開示であれば、第三者の個人情報が混在している場合には拒否しうるし、 何が正 しいかについて見解の相違がある場合は拒むことができる。

らの申し出にきちんと対応しないと、 民事上の仮処分(出版の差し止め等)に発展してしまうおそれもある。

四:結語

それは否定できない。 検討を求めるものである。 個 人情報保護法は、 今後も意義ある研究を続けるために、学会としてのルール(ガイドライン)を定め、公表す 個人情報の取扱いについて、一律に是非を決めるものではなく、必要性と保護のバランスの しかし、 個人情報保護という考え方が一人歩きすることにより、研究に支障をきたすお

注

るとともに会員に徹底することが必要であろう。

- (1) プライバシー 九八〇年)。 と個人情報保護についての一 般向けの古典的な入門書として、 堀部政男 「現代のプライバシー」(岩波新書)
- (2)個人情報保護法の制定前までの動きをまとめたものとして、拙稿「個人情報保護制度の現状」(厚生科学研究費補助金 I

イズ対策研究事業「エイズと社会構造に関する研究」研究報告書所収、二〇〇一年)。

(3)個人情報保護法についての解説書は多いが、法律家から見て安心して読めるものとして、 逐条分析と展望」(青林書院、二〇〇三年)、宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」(有斐閣、 個人情報保護法の解説 改訂版」(ぎょうせい、二○○五年)があげられる。 三宅弘他 二〇〇四年)、 個 人情報保護法 園部逸夫編

医療分野については、 僭越ながら、 森田 他 「医療・介護分野の個人情報保護Q&A」(青林書院、二〇〇五年)

がある。

なお、